

平成25年度第2回年金業務監視委員会

平成25年6月4日

【郷原委員長】 それでは、平成25年度第2回年金業務監視委員会を開催いたします。

本日は、日本年金機構平成25年度計画、平成25年度予算の詳細及び「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

まず、日本年金機構平成25年度計画及び平成25年度予算の詳細についてヒアリングを行いますが、前回報告いただいて審議しました時効特例給付の問題について、その後の対応、取組についても報告事項があれば、併せて説明をお願いいたします。

それでは、お願いします。

【野口経営企画部長】 日本年金機構の経営企画部長の野口と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元に説明資料1、それから参考資料がその後ろについているかと思いますが、これに従いまして、まず年度計画につきまして御報告を申し上げたいと存じます。

最初に1ページから7ページまでポイントということで掲げられておりますが、本文は9ページからになっております。昨年度からの変更点、あるいは、これまで委員から御指摘いただきました点等を重点的に、なるべく簡潔に御説明したいと思っておりますので、9ページからを基本に御説明させていただきたいと存じます。

最初が前文でございますが、これにつきましては平成25年の組織目標を踏まえて修正しております、具体的には、ここに掲げられております3つの重点事項を明記させていただいております。

その下のところでございますが、既に年金制度の改正法が成立しておりますが、その施行が26年度から本格化してまいります。そのための大切な準備をしなければいけないということで、制度改正に伴う業務の円滑な実施のために必要な対応を行うことを明記させていただいております。

その次の柱から年金記録問題に入ります。年金記録問題につきましては、参考資料で、いわゆる工程表がつけられておりますので、まず、これを最初に簡単に御説明したいと思います。

お手元の工程表は、御案内のとおり、22年度から25年度まで4年間で期間として年金記

録問題の対応を講じようということで実施計画を作ってきたものでございます。それが25年度、正に最終年度を迎えたということで、最終改定がこの2月に行われたものが、今お手元にあるものでございます。この工程表につきましては、代表的な事業でございます、いわゆる紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ、あるいは厚生年金基金記録との突合せ事業の作業目標を記述させていただいております。後ほど、別に時間をとらせていただいているかと思いますが、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」につきましても、持ち主不明記録対策への対応として位置付けさせていただいております。また、今般、このような状況の中で、今後の記録の正確性確保対策が極めて重要であるということで、そのようなことを盛り込ませていただいたというのが、この工程表の中身でございます。

具体的には、6ページを御覧いただきますと、線表が出てまいるかと思いますが。この中の2つ目の柱である紙台帳等とコンピュータ記録との突合せにつきましては、いろいろ御議論いただきましたけれども、25年度中を目途に、被保険者を含め全ての対象の方の突合せ作業を終了し、該当者にその後のお知らせをお送りすることを目指すという作業目標をつけさせていただいております。

その下の厚生年金基金記録との突合せでございますが、これにつきましても、基金の方から、国の記録と違うのではないかと行ってこられたものをもう一回基金に返した上で、もう一回機構のほうに戻ってきた2次審査につきまして、25年10月末までに報告があったものの記録訂正を、25年度中を目途に進めるという目標とさせていただいております。

その下でございますが、先ほど申し上げましたキャンペーンについて書かれております。この中身につきましては、また後ほど御説明させていただくことになろうかと思っております。

それから7ページでございますが、今後の記録の正確性確保対策ということで、1番目の(2)のところで、ねんきんネットの話につきましては、加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、最近の若い人などのことも念頭に置きながら、スマートフォンなどでの利用を可能とするという、いわゆる第5次リリースの中身を盛り込ませていただいております。

それから、2つ目は、基礎年金番号の重複付番への対策ということでございまして、基礎年金番号が未記載の資格取得届につきまして、仮基礎年金番号という形で別管理するということと、その下のポツでございますが、重複付番の疑いがある方々への対応として、加入者につきましては25年度中を目途に照会票をお送りし、受給者の方につきましては、もう既にお送りしておりますので、それに基づいて25年度中を目途に解消処理を行うとい

う目標とさせていただきます。

それから、3番目でございますが、届出書の電子化等が記録の正確な管理には非常に重要であるということで、電子媒体の届出対象の拡大でありますとか、あるいは届書作成支援プログラムの構築を、26年度を目途に進めるといったような中身で、この工程表を改定させていただきますところがございます。

説明資料の9ページに戻っていただきますと、この中身をIの柱の中に溶け込ませていただいているという構造になってございます。

Iの最初に頭書きがございますけれども、今申し上げましたキャンペーンの周知、広報を特に進めるということで、極めて重要な事業として位置付けております。実は委員からも年金記録問題についての広報をきちんとやるべきであるという御指摘も受けているところがございます、こういうことできちんと位置付けさせていただいたということがございます。

それから、10ページでございますが、ここは先ほど申し上げました工程表の作業目標を(4)の中に入れさせていただきます。なお、ここにつきましては、被保険者も含めた全件突合の実施という方針で御議論いただいたところがございますが、それが盛り込まれているということがございます。

それから、11ページでございますけれども、(8)の①ねんきん定期便については、いわゆる節目年齢が58歳から59歳に変更されたことに伴いまして記述を変更させていただいております。

それから、その次の②ねんきんネットの充実でございますが、これは委員の皆様からも、ねんきんネットの利用量をいかに増やしていくのかという点や、情報提供を充実すべきであるという点について御指摘をいただいたところがございます。そこで、ねんきんネットユーザーのID取得促進を図るために、アクセスキーにつきまして、従来いろいろな取組をやっておりますけれども、年金事務所の相談窓口でも積極的に交付を行うということで取り組ませていただくということがございます。

それから、その下のポツで書かせていただいたところが、先ほどのねんきんネットの充実のところがございます。

12ページの②が、基礎年金番号の正確性を確保するという部分でございます。②の新規発生の防止の2つ目のポツでございますが、ここでは、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するというところで、事業主の本人確認を徹底するという中身を織り込ませ

ていただいております。

以上、年金記録問題の部分でございます。

それから、2つ目の柱、12ページの下からでございますが、いわゆる適用、徴収、給付、相談、お客様サービスの向上といった基幹サービスに関わる部分でございます。

13ページ（2）の厚生年金の適用の促進の部分の①未適用事業所の適用の促進、そのイの最初のポツでございますが、これは23年度末時点で把握した未適用の事業所につきまして、優先的な加入指導を実施し、3年以内に半減することを新たな目標として位置付けさせていただきます。

それから、14ページの上のオでございます。ここにつきましては、本社や支社の間での人事異動、あるいは支社の間の人事異動が行われたような場合に届出漏れが発生してしまうことがあったわけでございますが、なるべくそれを避けたいということで、一括適用制度あるいは本社管理といった形で一括的に管理することを促進しようということを盛り込ませていただいております。

それから、その下の2番目、保険料等収納事務ということで、今度は収納の話になってまいります。①が国民年金でございます。①のアのところでございますけれども、平成23年度分保険料の最終納付率について、23年度の現年度納付率からさらに6.5ポイント程度の伸び幅を確保するというので、かなり高い目標を入れさせていただきました。これはまさに新しい目標ということで、ここに位置付けさせていただいたということでございます。

それから、その下の②の上のところ、下から3行目のあたりでございますが、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど、さらなる収納対策の強化を図ります。国民年金の納付率は信頼のバロメーターであるということで、重点的に取り組んでいかなければいけないということでございますが、属性を踏まえてきちんと科学的に進めたいという中身でございます。その次、15ページの4行目あたりからでございますけれども、これは市場化テスト受託事業のところでございます。委員の皆様からも、市場化テスト事業につきまして大変厳しい御指摘をこれまでもいただいております。そもそも論の話もございましたし、あるいはもっと効果的な切り口があるのではないか、あるいは現状の分析をした上でより効果的に取り組むべきである等、種々の御意見をいただいているということで、4行目のところでございますが、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督励方法や進捗管理等の検討を行うことで、極力効果的な進捗を図ってまいり

たいという中身でございます。

それから、15ページの下のところでございますが、納付率を高めるためには、年金制度に対する理解の促進が大事であるということで、⑧でございますけれども、制度の意義や仕組みなどの正しい理解を促進するための取組を行います。この部分は、表現は同じでございますが、委員の皆様からも、単なる国民年金の保険料を強制徴収ではなく、なぜ保険料を払っていただくのかという、払っていただくことの意味付けが重要であるという御指摘をいただいております、その御指摘を旨に、これに努めていきたいと考えております。

それから、16ページ⑨の後納制度でございますが、これは昨年の秋から、3年間の時限で、過去納められていなかった保険料が納められるという仕組みでございますが、広報が大事であるということで、市区町村や各種団体と連携、協力した広報を実施するということを盛り込ませていただいております。

それから、16ページの下のところ、3の給付事務に入りますけれども、サービススタンダードの達成をしなければいけないということでございますが、まさに中期計画の最終年度を迎えたのが本年度の計画の特徴でございます。そこで、中期計画の目標であります90%以上となるような取組を推進すると明記させていただいております。また、課題となっている、達成率が低い障害厚生年金でございますが、本部の審査事務の効率化でありますとか、あるいは本部への年金請求書の送付日数の短縮化でございますとか、やや具体的な記述も盛り込みながら、取組を強化したいという中身とさせていただいております。

それから、その次の17ページの②の正確な支給でございますが、残念ながら、給付部分も含めて、事務処理誤りが依然として発生しております、事務処理誤りを防止するために、過去の裁判等の事例も含め、情報共有を図ります。その要因分析を十分に行って、事務処理マニュアルの充実や職員への周知徹底を図るということを盛り込ませていただいております。

それから、4番目の相談あるいは情報提供に関する部分の(1)の①でございます。相談窓口体制を整備したいということで、正規職員で常設窓口ブースの4割程度の対応を行うという体制を目指しておりますけれども、25年度の段階におきましては3割程度の正規職員化を目指したいということとさせていただきます。

その次、18ページ⑤のねんきんダイヤルのところでございます。応答率を向上させるために種々取組をさせていただいておりますけれども、特に新たな話といたしまして、混雑時には、混雑していない日についての架電案内ガイダンスを行うことによりまして、応答

率をならしたいということ盛り込ませていただいております。

それから、19ページの分かりやすい情報提供の推進の中の①のウのところでございますが、先ほどの公的年金制度に対する理解の促進の部分で、特に24年度から取り組んだところでございますが、さらに本格的に地域年金展開事業を推進してまいりたいということで、かなり詳細な中身を盛り込ませていただきました。20ページのポツにいろいろ書かれておりますけれども、大学等を対象とした年金啓発セミナー、あるいは「知っておきたい年金のはなし」といった啓発資料、それから、地域の中で応援していただく体制を作っていたため地域年金調整会議の実施といった中身を盛り込ませていただいておりますけれども、委員の皆様からは、どれだけ得なのかをきちんと説明すべきではないかという点、あるいは、国民年金の納付率6割、逆に言えば4割が未納だということになると、直ちに制度が危ないのではないかという誤解が生じるおそれがあるけれども、実際には制度的には数%なのではないかということも含めて周知すべきであるという点について御指摘をいただいたところでございます。そのような点については、実は「知っておきたい年金のはなし」の中で解説させていただいているということでございます。

それから、20ページの下②年金個人情報の提供の充実のイでございますが、ねんきんネットにアクセスすることにより、自宅にいながら様々なサービスの提供をさせていただけるという中身を追加させていただいております。

それから、21ページからのお客様の声の反映の中の22ページ3行目でございます。お客様対応管理システムを今年の9月に導入予定でございますが、お客様からの声を集積してきちんと分析したいと考えております。このシステムを活用いたしまして、きちんとした管理、分析をしていきたいという中身を盛り込ませていただいております。

それから、⑤の窓口サービスの改善のイのところでございますが、これも委員の皆様から、窓口で素人にも分かる言葉で説明すべきではないかということ御指摘いただいておりますけれども、まさにお客様満足度（CS）の向上と実践が大事であるということで、ここに書かれておりますような「マナースタンダード」あるいは「サービス推進の手引き」をもとにしながら、CS研修の体系化とCS活動の推進に努めてまいりたいという中身にさせていただいております。

それから、6番目、電子申請等の推進の最後のところでございますが、国民年金関係の届書の電子媒体化、これは正に平成25年度から始まったところでございますが、電子媒体利用市区町村の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、Ⅲの業務運営の効率化の1番目のところで事務処理誤りの話が出てまいります。先ほど給付のところで述べさせていただいたところでございますが、事務処理につきましては、給付だけではなくて、もちろん適用といったところもありますので、十分、事務処理誤りのないように対策を講じていきたいという中身でございます。

また、②のところが業務の効率化・改善でございますけれども、委員からは業務品質の向上に取り組むべきであるという御指摘をいただいております。表現は同一でございますけれども、業務の効率化・改善につきまして、業務改善工程表といったようなことで計画的かつ適切に進捗を管理して、本年度も着実に実施してまいりたいと考えております。また、その下でございますが、受付進捗管理システムを昨年の秋から導入して、いただいた届出書や、手続が今どういう段階に進んでいるのかということ、を一覧で分かるようにさせていただきました。このシステムの更なる機能改善を進めることによりまして効率化を図りたいと考えているところでございます。

それから、事務処理のICT化は③に書かれているとおりでございますけれども、非常に重要な課題でございまして、先ほど出てまいりましたとおり、届書の作成支援システムの構築に向けた取組を進めてまいりたいという中身でございます。

その下の⑤でございますが、郵送返送物についての管理とともに未達郵便物の対応等について検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、2つ目の運営経費の抑制等の②でございます。先ほど出てまいりましたけれども、一般管理費について平成22年度比で12%程度、業務経費につきまして同じく4%程度の削減をしなければいけないということが中期計画に位置付けられておりますので、中期計画最終年度ということで、その目標を明記させていただいたという中身でございます。

3番目の外部委託の推進の②のところで、いかに品質を確保するかということが大事なわけでございますけれども、契約違反等の不適切な処理というような事案も発生したものですから、その防止の観点も踏まえて、必要な対策をとりたいということで盛り込ませていただいております。

それから、24ページからの業務運営における公正性、透明性の確保の部分の1の内部統制システムの構築でございます。②が25ページでございますけれども、昨今、大変申し訳ないことに不祥事案が出ております。そこで、リスク管理やコンプライアンス確保をさらにしていかなければいけないということでございますが、新たな取組といたしまして、コンプライアンスの自己チェックをさせていただきます。また、委員の皆様からも、リスク

管理に魂を入れていくべきである、特に教育が大事であるという御指摘をいただいております。4行目にありますが、「意識改革を継続的かつ徹底的に取り組む」ということで、記述も充実させていただいたところがございます。

それから、③のところ、リスクアセスメント調査のことで先般御報告させていただきましたけれども、その中でも委員の皆様からフォローアップが大事であると御指摘いただいております。継続してリスクアセスメント調査を実施し、また前回の改善措置に対する効果の検証、それから調査結果により把握したリスクについて必要な改善措置等を行うということで、書かせていただいたところがございます。

それから、④のところ、緊急時対応マニュアルの充実といったところで新たな中身を入れさせていただいております。

それから、⑤で、事務処理誤りにつきましては、昨年の12月に総合再発防止策を改定させていただきましたので、その中身を盛り込ませていただいたところがございます。

なお、冒頭、委員長から時効特例給付の御報告について御指摘がございました。資料としては用意させていただいておりませんが、先に御報告させていただき、またお詫びもさせていただきました時効特例給付の問題でございますが、追加支払が必要な部分がございます。まず、それをきっちりとお支払いすることが大事であるということで、7月にお支払ができるように、ただいま事務的に準備をさせていただいているということが1つでございます。それからまた、先般御報告させていただきました対応策でございますが、その対応策が本当に実施できるのかどうかという検証も大事であるということで、理事長をトップとする検証委員会を立ち上げさせていただいております。ただいま対応策の評価、検証に取り組ませていただいているという状況にあります。

それから、26ページでございますが、⑦番で文書の適切な管理の徹底という中身を入れさせていただいております。文書は私どもの非常に大事な資料ということで保存させていただいておりますけれども、その保存している文書を上手に利活用しなければいけないということで、適切な管理という中身にさせていただいております。

それから、26ページの2番目、情報公開の③で、事務処理誤りの報告等につきましてはデータベース化をする、そしてより効果的に蓄積あるいは対応の管理、分析を行い、または情報提供も行うということで、25年9月にお客様対応管理システムを導入するということをお記させていただきました。

それから、3のところから人事及び人材の育成に入ります。27ページの②の人事評価制

度の定着促進というところで、事業実績をより反映した実績評価を行っておりますけれども、今般、事務センターも追加したいということで、後ろのほうでございますが、事務センターを明記させていただきました。

また、人材の育成については、研修を効果的に実施しなさいという御指摘をいただいております。各研修ごとの到達目標の設定、あるいは研修実施後のフォローアップの実施ということも明記させていただきました。資格の取得促進につきましては、内部資格制度ができましたので、それも入れさせていただきました。また、アからカまで項目が挙げられておりますけれども、これは私どもが作っている研修計画の重点事項をここに盛り込ませていただいたということになっております。

また、その下、④の労務管理でございますが、イで、ワークライフバランスの推進という観点から、第2期一般事業主行動計画を作らせていただいておりますので、その基本方針に基づいて実施したいという中身を盛り込ませていただいております。

それから、4番目の個人情報の保護は、大変重要な課題でございます。27ページの下から、機構内報等を活用した啓発ということで、私どもが「きずな」と呼んでおります機構内報の中で適宜、個人情報保護に関することも訴えてまいりたいと考えてございます。

それから、別紙1で予算がつけられておりますけれども、これは後ほど私どもの本田部長の方から、また御説明させていただきたいと存じます。

大変雑駁^{ざっぽく}な説明だったかもしれませんが、以上でとりあえず終わりたいと思います。

【八神事業企画課長】 予算の話にまいります前に、厚生労働省からも1点報告させていただきます。先ほど機構の話の中に時効特例給付の事務処理の関係の話がございました。厚生労働省側の対応ということで報告させていただきます。

厚生労働省に設置されております、厚生労働省監察本部というものがございます。これを4月25日に開催し、監察本部のもとに、副大臣をトップといたしまして、監察本部の専門委員である外部の有識者の方々の参画をいただきまして、時効特例給付の事務処理検証ワーキングチームというものを設置しております。今、このワーキングチームにおきまして、正に今回の問題でありました疑義解釈への対応ですとか業務の処理基準、あるいは機構現場と厚生労働省の間の連携、業務分担といったことにつきまして、この問題の原因を明らかにし、改善点を検討しているということでございます。

以上、報告させていただきました。

【本田財務部長】 それでは引き続き、説明資料2で年金機構の平成25年度予算について

て御説明いたします。

説明資料2につきましては、昨年、年金業務監視委員会のほうから、機構の予算を費目別に説明したものを示すようにという御指摘があり、平成24年度予算について昨年同じような資料を作成し、お示したところであります。本日の説明資料2は、同様の趣旨で平成25年度予算について作成したものでございます。また、2枚目のところにある資料は、機構の事業の中で、特に適用・収納対策の部分についてどのような事業があるかというものを示したものでございます。

1枚目に戻っていただきますと、年金機構の予算ですが、一番左側に収入というところがございますが、保険料財源であります事業運営費交付金1,342億円、それから税財源であります運営費交付金1,608億円というものから構成されております。そのほかに宿舍の賃料など3億ほど収入がありますが、このような収入となっております。

支出につきましては、従前から機構の事業運営にかかわる経費につきましては保険料財源で、それから人件費、一般管理費、年金記録問題対策経費に関しては税財源という整理になっておりますので、そのような形で財源の方と組み合わせられて支出されているところでございます。

それぞれの事業内容、支出内容に従って、左側から人件費、雑給、外部委託費、通信運搬費、雑役務費と費目を分けておりますが、まず人件費のところでございます。人件費については、各事業ごとに分けるということではなく、一括して人件費という形で計上しております。ですので、下から3段目にあります892億円というところに一括して人件費は計上されているわけですが、記録問題対策経費につきましては、これが1つのまとまった対策ということですので、記録問題対策に係る人件費は、ここにあります約222億円という形で特定されております。これは准職員の人件費でございます。

次に雑給という欄がありますが、これは正規の職員以外に有期雇用の職員、いわば特定業務契約職員とかアシスタント職員という方々の人件費でございます。

それから、次の次の欄にあります雑役務費というのは、雑費及び役務の提供に係る経費であると考えていただければと思います。

一番上のほうに保険事業経費というのがあるわけですが、こちらは支出のところを見ていただくと、国年の適用、厚年の適用、国年の徴収、厚年の徴収、年金給付と分かれまして、いわばこれは日本年金機構の基幹業務に当たります。この中で幾つか例を挙げて見ますと、例えば国年の適用、厚年の適用につきましては、外部委託費のところ15.9億

円、40.4億円という経費がありますが、ここには適用関係の届出の入力を外部委託した費用が計上されております。それから、国年徴収業務というのが保険事業経費の3段目のところがございます。これは全体で236億8,000万ということで、かなりの額になっておりますけれども、これにつきましては、右側の方を見ていただきますと、外部委託費のところでは89億4,000万円とございまして、これはいわゆる、先ほども出ましたが、市場化テストに係る費用などがここに計上されているところでございます。それから、その横に行きますと、通信運搬費、雑役務費のところは60億円、37億円というのがございますが、これはそれぞれ納付書の作成とか、作った納付書を郵送するといった経費がそこで計上されているところでございます。

以下、オンラインシステム経費、年金相談等事業経費などがございまして、年金記録問題対策経費のところでは、先ほど申し上げました准職員の人件費のほか、大きな項目としては雑役務費のところ、いわゆる役務の提供に係る経費ということで242億円。これは紙台帳とコンピュータ記録の突合せの業者委託の経費がこちらに計上されているところでございます。

1 ページ目につきましては大体そのようなところでございまして、次の2 ページ目をお開きいただければと思います。先ほど申し上げましたように、国年、厚年の適用・収納対策に関する経費を挙げたものでございます。それぞれ国年の適用・収納、厚年の適用・収納と4つの分野に分かれておりますけれども、4つの分野のいずれにも共通いたしますのが、主な事項というところを書いてあります3つ目、4つ目のところでございまして、事務センターで入力委託等に要する経費、それから、年金手帳とかパンフレットとか、そういうものを作成する経費等ということで事業運営に要する経費というものと、その2つが、これは4つの分野のそれぞれに出てまいります。

それ以外に各分野でどういう事業をやっているかということですが、国年の適用業務関係については、適用勧奨状の送付に要する経費、それから、節目年齢に適用勧奨を行う際に住基ネットを利用するというので、そのための費用というのがございます。国年の収納業務につきましては、納付書の作成に要する経費や、先ほども言いましたが、市場化テストに要する経費といったものがございます。そのほか、社会保険料控除証明書に要する経費、強制徴収の実施に要する経費、免除勧奨に要する経費といったものがございます。

厚年の適用につきましては、25年度の非常に重要な事業にもなっている未適用事業所の適用促進ということで、22億円。この22億円の中の10億円が文書、電話、訪問による勧奨

の外部委託の経費となっております。厚年の徴収関係では、保険料滞納処分に要する経費などが計上されております。

予算につきましては、以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問があればお願いします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。今までも未適用の事業所への適用勧奨はなさっていたと思うのですが、勧奨なされた、もしくは文書等を送った中の適用の確率というのは出ているのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 お答えさせていただきます。厚生年金保険部長の岡村でございます。

未適用事業所につきましては、御自分で入っていただいた方は除きまして、当方から加入勧奨して入っていただいた方の率は取っております、大体24%ぐらいであり、重点加入指導の対象者で4分の1ぐらいの方は入っていただいているということでございます。

【吉山委員】 そうしますと、大体4分の1ぐらいですけども、こういうところは未納ということはなく、しっかりと保険料を滞納せずに納めていらっしゃるのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 まず、未適用事業所に入っただけかどうかという問題と、入った後に払っていただけるかというのは若干別の問題でございますので、新規に入っただけを捉えて未納がどれぐらい発生しているかというのは、計数上、出ておりません。

【吉山委員】 最近、滞納の問題が浮上しており、督促の仕方について、かなり強引な保険料の徴収の仕方をしているという声が国民から上がってきているようなので、その徴収の仕方を心配しております。

【岡村厚生年金保険部長】 「強引」ということの定義がどういうところにあるのかという問題はさておきまして、実際、差押え件数自体は、23年度が16万件だったのが、24年度につきましては18万件ということで、数としては増えております。ただし、何もいきなり差押えをしているわけではなく、経営状態まで聞かせていただいて、無理のない納入計画、できる範囲で頑張ってくださいということで当方もやっているわけですから、そういった納入に対する誠意が全くないという場合でございますとか、会社が潰れてしまった場合については差押えに行かざるを得ないということにはなるかと思えます。滞納事業所自体も、23年度が16万件だったのが、24年度は18万件と、経済状況に応じて増えておりま

すので、やはりこちらも滞納処分の努力をしていかなければならないということでやっております。いずれにせよ、よく説明して、納入計画につきましても当方としては相談には乗らせていただいておりますので、厳しいという声も真摯に受けとめてやっていきたいと思っております。

【郷原委員長】 差押えというのは、大体どういう財産に対して行うのですか。

【岡村厚生年金保険部長】 日本年金機構におきましては、ほとんどが金銭債権ということでございます。それ以外の不動産とか、そういったものもやっていかなければならないのですが、なかなか周辺財産の調査とか権利関係とかは確定するのが大変でございまして、今は金銭債権が大宗を占めています。ただ、やはりこれからは詐害行為とか、そういうのも含めたところで、隠蔽しているような方につきましては、事務量を投下してでも厳しくやっていかなければならないと考えているところでございます。

【岸村委員】 すみません、私のほうから。

どうもありがとうございました。年度計画は、毎年この時期、変わったところを中心に御説明を頂戴してはいますが、年金機構のできた役割を考えますと、全体としてはおそらくそんなに大きく変わるはずがないわけなのですが、書いてあるそれぞれの取組が、実際には、各事務所なり、もしくは物によっては市町村も巻き込んでの取組であることから、もう少しこれをブレークダウンした細かい取組の行動計画というものはそれぞれに作っておられるのか。例えば人材育成1つとっても、研修の充実とかいう記述はありますけれども、具体的には、その効果を上げるためにどういうふうに取り組んでいくのか、若しくは、年度が終わったときに、実際どうであったかという評価を具体的にたてたものは記録としてあるのかどうか、その辺をお伺いしたい。

【野口経営企画部長】 それでは、まず総括的にお答え申し上げたいと思いますが、各事務所等の拠点でどのようにこれを具体化していくのかというお話かと思いますが、例えばこの年度計画でありますと、14ページになります。まさに委員の御指摘のとおりでございまして、例えば国民年金のところでございますと、国民年金の納付率の向上に向けて、「25年度行動計画を策定し」とありますけれども、これはさらに各事務所ごとにブレークダウンした行動計画を作っていただいて、その計画に基づいて312の各事務所に頑張ってもらっていただく構造にしているということでございます。

それから、同じように厚生年金もやっておりますし、また、先ほど御指摘のございました研修につきましても、研修計画自体は機構としての全体の研修計画を作っております。

れども、さらにそれを受けて各ブロックごとなり各拠点ごとで、またそれと整合性をとった、あるいは各自独自の取組を入れたような研修計画を作っておりまして、その研修計画のとおり行われているのかどうだったのかということについてフォローアップするという構造になってございます。

【岸村委員】 ありがとうございます。

【郷原委員長】 先ほども御説明がありましたけど、14ページに、国民年金の納付率の向上ということで、6.5ポイント程度の伸び幅の確保というのが、目標ということだと思っておりますが、この6.5ポイントというのはどうして出てきた数字なのでしょう。

【町田国民年金部長】 国民年金部長の町田でございます。

6.5ポイントの伸びというのは、平成23年度から25年度に向けての伸びを考えておりまして、いろいろ対策をとりながら、その程度は伸ばしていく必要があるということで25年度は置いております。

【郷原委員長】 この数字を実現するために、各事務所でこのぐらいは納付率を上げなさいという具体的な個別の目標みたいなものはあるのですか。

【町田国民年金部長】 地域によって、既に非常に高い納付率があるところ、それから納付率が低いところがございますので、それぞれの地域の年金事務所におきまして、それぞれの目標を立てます。それから、その目標を今度はブロック単位で見たときにどれだけの目標になるかという目標を立てます。最終的に、その積み上げといたしまして、機構全体で6.5ポイントというような目標の立て方をしております。

【郷原委員長】 具体的な目標を持って取り組むのは重要なことだと思うのですが、社会保険庁時代に、ノルマのような形になって弊害につながったことも過去にありましたね。そういう意味で、この目標というのがそういう弊害につながらないような工夫が必要だと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

【町田国民年金部長】 すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

過去にそういう先例がございますので、やはり我々は非常にそこが重要なところだと考えております。要するに、正しい法律の理解の下で仕事を進めていかなければいけないということで、今年度からリスク管理の体制を整備いたしました。具体的には、まず国民年金部については、私を主査といたします業績検討会というのを作りました。その下に、各ブロックを担当するブロック担当というチームを置きました。その下にブロック本部がございまして、一番下に年金事務所の対策というのがございます。そのところで具体的に

どういう取組をしたのかということについて報告を受けまして、そういう数字を分析しながら、例えば仮に異常値が出ているようなことがあれば、どういうことでそうなっているのかという分析もします。逆に我々が現場のほうに回りまして、いろいろお話を聞き、どういう取組をしているのか一つ一つ確認しながら、問題になるようなことのないように、しっかりリスク管理をしていきたいということで、そのような体制を組んでおります。

【高山委員】 今のことに関連して、道府県別のデータですが、納付率は県によって大きな違いがあると記憶しています。全体として6.5という数字が出てきていますが、それは個別に県ごとに積み上げて数字を作ったのでしょうか。

【町田国民年金部長】 お尋ねのございましたことにお答えいたしますが、25年度につきましては、例えば、お客様に納付の御案内をすると大体どれぐらいの納付に結びつくかという数字を少し分析いたしまして、こういうものを発送し、また電話をしたらどれぐらいになるかというところに展開いたしまして、数字を積み上げております。最終的に、内容を確認いたしまして、計画に無理があるかないかというところを一応確認しながら整理させていただいております。

【高山委員】 前年の24年度の目標値や23年度の目標値もありましたね。1年前や2年前に設定した目標と実績はどうなっていたのでしょうか。

【町田国民年金部長】 すみません、今、具体的な数字は持ち合わせておりません。最終納付率は、現年度納付率から伸びていますが、トレンドといたしましてはマイナスになってきております。我々といたしましては、そこを何とか巻き返そうといたしますか、やはり年金権を確保するために何とかしていきたいということで、先ほど申し上げましたような体制を組み、しっかり計画を実行していこうというところから仕事を始めて、ぜひ今年度はプラスにしていきたいと考えておるところでございます。

【薄井副理事長】 手元に2011年のアニュアルレポートがあるので、それでお答え申し上げます。23年度の年度計画ではここがどう書いてあったかというところ、最終納付率について、21年度の現年度納付率から、4から5ポイント程度の伸び幅の確保を目指すということで書いてございました。これに対して、最終納付率が21年度末の60.0という現年度納付率から、5.3ポイント伸びて65.3という数字になっております。4から5ポイントという伸び幅は確保したわけですが、今回、こういうふうなことも踏まえながら、目標として6.5ポイントは少し高いですけれども、そういう頑張りをしていこうという意味も込めて、先ほど言ったような分析もしながら目標を設定しているところでございます。

【村岡委員】 すみません、システムについて1点お願いと、それから1点教えていただきたいことがあります。私の記憶違いでなければ、確か三鷹の建物は古い建築基準法ですね。もちろんいろいろ対策をとっておられると思うのですが、システムが物理的にクラッシュしたときに、事前としてどういう対応をするかということについて、これはもちろん理事長は御専門ですからいろいろ御存じだと思いますけれども、ぜひこの辺は、データがなくなったとか、そういうことにならないように対策の方をお願いしたいと思います。

それから、1点教えていただきたいのは、システムの雑役務費が全体の約1割ですね。これは一般論で言いますと、あるシステムをA社が開発すると、どうしてもメンテナンスはA社がやらざるを得ないということはしようがないと思うのですが、その結果どういうことになるか。一般論としてどういうことになるかといいますと、公開ビIDDイングにもできないし、結局、言葉は悪いのですが、1対1での値切りになるので、なかなか安い値段にできないということがある。そういう意味で、年金システムの場合には何かうまい方法でもって、値段を抑えるための仕組みというのはやっていらっしゃるのでしょうか。

【薄井副理事長】 まず、バックアップの関係でございます。年金のお支払は2カ月に1回、定期の支払があるわけですが、そのサイクルのどこでどういうふうな事件というか、事故が起こるか、問題が起こるかということによって変わってきますので、この2カ月のサイクルの中で、どういうふうなお支払の体制が整えられるかということであろうかと思っています。基本的に年金の記録については、これはどことは申し上げられませんが、データのバックアップは当然としております。それから、バックアップのためのシステムというか、とりあえず、完全にこちらにあるのと同じシステムではないですが、それに準じた対応ができるようなものを西日本に置いて、対応できるように体制を整えています。本格的なバックアップというものはロングタームでまた検討していかなければいけないと思っていますけれども、当面そのような対応をとっているところでございます。

それから、システムについて、様々な調達等でどうしていくか。私どものシステム関係の予算というのは、機構で実行する部分と、それから厚生労働省のほうで契約されている部分と2つに分かれる部分もございまして、そういうシステム自体は特定のベンダーが作っておられまして、それについて周りの機器とか、そういうものをできるだけ汎用

化できるようにしていくとか、そんな取組を今進めていっているところでございます。お答えに十分なっているかどうか分かりませんが、そういうことでやらせていただいております。

【村岡委員】 老婆心ながら、東京と大阪のバックアップで従来はよかったですけれども、今後は東京と大阪のバックアップより、むしろ東京と北海道とか、北海道と沖縄でバックアップするとか考えないといけない時代ではないかと思えます。

【岸村委員】 1点、どの辺に書き込まれているかを確認させていただきたいのですが、先ほど事業計画の説明に付随して説明のありました時効特例給付の問題について、それぞれ機構も厚労省側もワーキングなり委員会を作って検証されるのですが、元々、ある事案に対して事務所内あるいは本部内で見解が分かれたりするような事案をどういうふうに扱っていくかということが発端であったという意味では、やはり複雑な制度ですから、この事案に限らず、担当者が迷うような事案ですとか、もしくは間違ってしまった処理をどう回復するとか含めて、組織全体で大きな事故につながらないようにするための対策が具体的に必要かと思えます。そういう意味では、時効特例の問題に端を発して、今年度の計画はこういうふうになれば防げるとか、その辺の書き込みはどの辺にあるのかお伺いしたいのですが。

【野口経営企画部長】 まず、説明資料1の25ページのところで時効特例給付のことを若干口頭で申し上げさせていただいたかと思うのですが、正に昨今の不祥事案の発生を踏まえた様々なリスクコンプライアンス対応につきまして、この部分に盛り込ませていただいております。それから、事務処理誤り等が発生しないようにマニュアルの整備が大事であると。時効特例給付に関しましては、先般御説明申し上げましたけれども、地方の拠点ではなくて、むしろ足元の本部においてきちんとしたマニュアルが整備されていなかったところが大きな原因の1つであるということで、これは今現在、マニュアルの整備ということで取り組ませていただいております。御説明しましたとおり、検証委員会で検証させていただくということも含めまして取組をさせていただきたいと思っています。その辺につきましては、非常に抽象的でございますけれども、例えば22ページの下のところでございますが、業務の標準化、マニュアルの充実・精緻化、それから、その下の「また」のところ、事務処理誤りについての情報共有、要因分析、それからマニュアルの充実、職員への周知徹底と、書いてあることは当たり前のことではあるのですが、まことに申し訳ないことに、この当たり前のことができていなかった部分があるということ

を肝に銘じて私どもはやっていかなければいけないということで、取り組ませていただきたいと思います。

【岸村委員】 ぜひよろしくお願いたします。

【片桐委員】 今、岸村委員のおっしゃっていた業務上の判断が分かれるような問題というのは、ある意味、大きな課題になることが多いのではないかと思います。こういった既に認識されていて検討されているものもあるのでしょうか、今後、内部告発みたいな形で出てきた場合、今までの対応でよかったのかどうか、改善すべき部分があるのではないかとというようなことは検討されていますでしょうか。

【野口経営企画部長】 正に今回の時効特例給付でも、それと同じような問題で、私どもは反省させていただかなければいけないところでございます。内部告発、つまり法令違反という問題と、それから、元々、業務上きちんとしなければいけない問題と、それが逆に一緒になってしまったがゆえに業務的な問題が遅れてしまったということが背景にあったかと思っております。私どもが情報を受け取る様々なルートの司々において、いかに業務上の今言ったような問題を察知して、経営上、重要な問題にならないように、対応策を講じる体制を正に作っていかねばいけないということで、今、それに向けて様々な取組をさせていただいている途上でございます。

【郷原委員長】 今の様々なルートでそういう情報を得ていくということについての具体的な対策というのは、この中に何か書かれてはいないのですか。

【野口経営企画部長】 抽象的にはあると思いますが、具体的に今のようなルートについてどうするというについては、直接は書かれておりません。

【郷原委員長】 今回の時効特例給付の問題では、コンプライアンス室への申告というものが、形式上の規則違反みたいなものがあるかないかという観点からしか見られなかった。「理事長への声」というのは、今の業務上の問題を受け取るチャンネルではなかったような気がするのです。ですから、やはりその仕組み自体は改める必要があるのではないかとと思うのですが。

【野口経営企画部長】 正に御指摘のとおりでありまして、「理事長への声」は、元々内部の組織管理とか、そういう問題につきまして職員からの提案を受けて改善を図るという中身でございまして、最初に「理事長への声」に上がってきたときには、直接の法令違反というよりも、コンプライアンス、法令違反と通報窓口の対象がどうなるのかという技術論みたいところで実は声をいただいていたというところがありました。なぜそういう声

をいただいていたのかという背景に行くことなく、いわばいただいた質問に対する応答の部分だけ見れば、おそらく問題はなかったのだと思いますが、振り返れば、なぜそういう声が寄せられたのかについて、さらに裏の事情を察知するところが、ちょっと足りなかった部分があるのではないかと思います。また、その後の対応においても、本当にコンプライアンス対応があるのかどうかというところから見ればよかったかもしれませんが、そもそも、そのことが1つの業務上の問題につながっていたというところにうまく結びつかなかった部分がやはり、時間的にあったのではないかということで、実は年度計画に書くまでもなく、私どもは今、それぞれのルートに関しまして、そういうところを感受性を豊かにしながら察知するという取組に向けて、改善策をもう既に講じているところもございまして、これから考えなければいけないところもあるというのが現状でございます。

【郷原委員長】 それから、時効特例給付の問題に関しては、調査委員会で明らかになった事項以外に、まだ不統一、不公平が生じている可能性があるという指摘されたものがあったと思いますけれども、そのあたりの調査というのは、その後はどうなっているのでしょうか。

【松田理事】 時効特例給付の対応の関係でありますけれども、前回、4月のこの委員会におきまして、まず調査委員会の結果を御報告いたしました。この調査結果を受けて何をするかということでありますけれども、大きく言いますと、不統一ケースについての対応と再発防止ということでありました。

追加支給が必要な、要するに不統一が認められたケースについては、先ほど説明がありましたとおり、ただし死亡されている方につきましては少し時間がかかりますけれども、基本的には7月に支給できるように、今、準備を進めているという状況であります。

不統一ケース以外の、いわゆる可能性があるケースにつきましては、全体で10ケースありましたけれども、4ケースについて不統一が認められたということでありまして、それ以外の6ケース及び10ケース以外の外枠のようなケースにつきましても、どういう対応をするかということは御報告しましたけれども、サンプル的な手法も含めまして、一応全件を対象にして検証の作業をするということでありまして、対象範囲をどうするのか、あるいは点検の手法についても少し局と相談しながら作業を進めていきたいということで今考えているところでございます。

現時点では、まずは不統一ケースについての追加支給を7月にするというところで、最優先でその作業をまずやっている状況でございます。

【郷原委員長】 よろしいでしょうか。

続いて、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」についてヒアリングを行います。

【北波事業企画部長】 事業企画部長の北波と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明資料でいいますと、資料3-1、それから、「キャンペーン広報資料」ということで3-2を御用意させていただいております。この再確認キャンペーンにつきましては、25年度計画のトップに出てくるということで、内容について説明させていただきたいと考えております。

資料3-1でございますが、1枚めくっていただきまして、基本的にこのキャンペーンにつきましては、今年の1月末から開始いたしまして、今年度いっぱいということで、記録問題を集中的にやる最後の年度というところで展開させていただきたいと思っております。

キャンペーンの内容につきましては、ここに書いてございます、大きく3つの柱がございます。漏れや誤りが気になる方への確認の呼びかけということで、個別に呼びかけたり、ポスターとか広報媒体によって呼びかけをするという形でさせていただいております。また、生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポートについては、ねんきんネットを導入されている自治体と協力しまして、年金相談とか、また生活保護の相談とかにいられたときに、それを契機として記録を発見していただくようなサポートをしていくものでございます。最後の未統合記録のねんきんネットによる検索でございますが、これが今年の1月末からこのキャンペーンを始めました理由でございますが、ねんきんネット自体は第1次リリースから順次機能を拡張しております、今回、第4次リリースということで、未統合記録をねんきんネットを通じて御本人様が自由に検索できるという形をとらせていただく、このサービスが開始されましたのが今年の1月末ということで、それを機にキャンペーンを立てたということでございます。

具体的に、2ページでございますが、最初の呼びかけにつきましては、全個人への通知ということで、2月から順次、「年金記録確認のお願い」ということで、受給者の方にはがきを送らせていただいております。

「キャンペーン広報資料」、説明資料3-2を御覧いただければと思いますが、様々な媒体を使ってやっている中で、圧着はがきという形で、別添3、5ページを御覧いただければと思いますが、このようなはがきを受給者の方にお送りいたしまして、そして、まず記

録を確認いただきたいという形で呼びかけをしております。

加入者の方につきましては、毎年、誕生月にお送りさせていただいておりますねんきん定期便の中に、キャンペーンをやっていること及びねんきんネットを利用していただくためのアクセスキーを載せさせていただきまして呼びかけをしているということでございます。

また、市町村、福祉事務所との連携につきましては、今申し上げましたような広報媒体を使って呼びかけをするということでございます。広報媒体の資料3-2でいいますと、1ページ、これがポスターでございまして、これにつきましては、ほとんどの自治体で、少なくともいろいろなところでこれを掲示していただくということで御協力をお願いしております。

また、いろいろな年金相談でありますとか研修会とか、そういう場を使って、広報媒体の3ページ、4ページのパンフレットを御提供させていただいているというものでございます。

また資料3-1の2ページに戻っていただきまして、ポスター、パンフレットのみならず、市の広報紙等への掲載をお願いするほか、ねんきんネット導入の市町村につきましては、国民年金窓口での年金記録の発見支援ということをお願いしたり、また、他方面での生活にお困りの高齢者に対する支援につきましては、市町村もしくは福祉事務所等とも連携してやっているということでございます。

また、ホームページでの広報ということで、特設サイトも設けているところでございます。

3ページを御覧いただきますと、新聞等を通じた広報ということで、2月を中心にいたしまして、政府系広報ということで、政府広報物にも御協力いただきまして、このキャンペーンにつきましてはの広告等を出していただいているというものであります。また、年金機構、厚生労働省のみならず、関係する団体につきましては、昨年末から働きかけをいたしまして、是非とも御協力いただきたいということでお願いし、快く御協力いただいているところでございます。それぞれどういう団体をお願いしているかにつきましては、5ページに書いてございますので、御覧いただければと思います。

また、3ページの4月までの状況につきましては、若干御説明させていただきたいと思っております。キャンペーンの特設ページを開設いたしまして、アクセス件数が累計40万件ということでございますし、キャンペーン開始後、ねんきんネットのログイン数は100万件を突破

しております。また、未統合の記録の検索も約8万件行われたということでございますので、どの程度までが十分かというところはございますけれども、今後とも引き続き呼びかけ、御本人の記憶を基に検索していただいた結果、実際に記録が見つかるという事例もございますので、そういう取組を進めていきたいと考えております。

コールセンターの専用ダイヤルへのコール数は約10万件ございますし、また、年金の受給者の方にはがきをお送りしていますが、3月末までで2万4,000件程度の方が年金事務所の方にはがきを持って来られているというところがございます。これにつきましても、はがきが来たということで、このはがきは何かというところから糸口を見出しまして、年金事務所で記録照会につなげるという形で、再度念入りに御本人様、お客様と一緒に年金記録を確認する作業をしております。

年金回復の具体的事例につきましては、今後も積み重ねていきたいと思っておりますが、8ページで、若干御紹介させていただきたいと思っております。事例については3件ぐらいございまして、事例1というのは、はがきを持参されて、そこで旧姓で記録されているのが見つかった事例でございます。これは、はがきを持参してこられたことを契機に年金記録が見つかった事例でございます。事例2につきましては、北海道の事例でございますが、ねんきんネットの未統合記録の検索システムで検索することで、該当すると思われる加入記録について「該当するものがございます」と表示されますので、それを契機に確認させていただいた事例でございます。事例3でございますが、未統合記録の中でも非常に古いものでありますとか、高齢の方が対象になっているような記録も多く、この事例のように、同居されている御長男様が年金事務所に相談するという形で、実際に年金記録が見つかったという事例がございます。

何分にも、キャンペーンでございますので、1人でも多くの方に再確認をいただき、1人でも多くの方の年金記録が本来の方のところに行くことを目的としまして、今年度いっぱいには努力していこうと考えております。

資料につきましては、^{きつぱく}雑駁でございますが、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【郷原委員長】 何か御質問があれば、お願いします。

【草野委員】 質問ではないのですが、挙げていただきました3つの具体的な回復の事例などはホームページに反映させたりしているのですか。こういうものは、ものすごくいろいろなきっかけになりますよね。こういうものもまた、キャンペーンの成果とし

て、自分はどうかのだろうとかということの本当に大きなきっかけになると思うので、もつとうまく活用されていった方がよいのではないかという気がしたのですが。

【北波事業企画部長】 ありがとうございます。今回もこの委員会で資料として提供させていただいており、当然ながら、これはオープンにさせていただくものでございますので、例えばホームページへの掲載でありますとか、そういうことをさせていただくことにより、具体的な事例を御提示させていただき、是非皆様に具体的なイメージを持っていただいて、行動に移していただくような形で、私たちは努力したいと思います。是非そういう形で、ホームページ等で提供できるような形をとりたいと思います。よろしく願います。

【岸村委員】 いわゆる無年金だった方がもしかしたら年金権を回復できるかもしれないという方もいるかと思うのですが、市町村の方でも生活保護の受給者の増大ということがありますので、以前、説明を受けたときには、少しでも、これによって年金記録が発見されて、負担軽減にもなれば非常によいかと思っていました。実際、現場に聞きますと、ねんきんネットを活用した取組というのは、市町村の方は300幾つはやっているようなのですが、大きな市町村といいますか、人口の多いところはほとんど導入していないのではないかと思います。大都市こそ重要だと思うのですが、実際には、大都市でねんきんネットの活用が進まないという、その辺の原因といいますか、理由はどの辺にあるんでしょう。おそらく共通した理由というか、根拠があるのではないかと思うのですが。

【北波事業企画部長】 3月末まではまだそんなに多くなかったのですが、4月から政令指定都市で導入していただいたところがたくさん出てまいりました。現在、ねんきんネットを導入している市町村が実は894ございまして、例えば九州にあります政令指定都市におきましては、区役所ごとにきちんとアクセスできるような形の環境をとっていただいております。

最初は、このねんきんネット以外に市町村への情報提供のシステムなどがありまして、そういうものでやっていたのですが、どのような使い方をすれば使い勝手がよいのかとか、そういうことはやはり見ておられたのではないかと思います。私たちとしても、市町村が導入されることのメリットについて、このキャンペーンも含めてアプローチさせていただくとともに、年金事務所からそれぞれの市町村にも、このキャンペーンの趣旨、またねんきんネットを導入することの意義若しくは利点というものを情報提供させていただいており、おかげさまで少し増えている状況でございます。

大都市のところがどのような使い方をされて、これからどういう効果が出てくるかということは、まだ4月に導入されたばかりでございますので、そこはこれから見ていきたいと思っておりますし、適宜協力はしていきたいと思っております。

【岸村委員】　そうですね、おそらく横浜市などはまだ導入していないと思うのですが、絶対導入はしないと、そういう決定的な理由がない限りは、そのメリットを是非伝えていただいて、粘り強く説明していただければよいのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【高山委員】　御説明ありがとうございました。

ねんきんネットは、時間に制約されないということが最大の売り物であり、便利なものです。説明資料3-2の1ページ目にポスターがありまして、この囲みの上段に「約9人に1人、年金記録が見つかっています」という表現があります。約9人に1人、分子と分母の根拠はどういう数字なのでしょう。

【北波事業企画部長】　平成19年12月から20年10月にかけて全ての年金受給者と加入者にお送りしたねんきん特別便の送付対象者数約1億900万人に対して、平成24年3月時点での基礎年金番号に統合済みの記録の人数ベース1,285万人を使い、割合を計算して、標語として約9人に1人といたしました。

【吉山委員】　1つ確認したいのですけれども、未統合の記録の持ち主が見つかった結果、非常に昔の低い報酬だったりとか、あと加給年金対象者が加給年金の対象ではなくなったりして、結果として年金額が下がった場合は、今までの記録問題の例に倣って、その場合はそのままにしておく、増加した人だけ払うという考え方でよろしいのでしょうか。

【柳樂記録問題対策部長】　基本的には、キャンペーンでの申し出もそうですけれども、古い記録でみなしで標準報酬月額を入れている場合に、実額が入ると、そのまま単純に計算すると低くなるような場合がございます。記録訂正に当たりまして、受給者については、額計算した上で減額になる場合には、本人の確認を得られないと訂正は行わない。それから、被保険者については、窓口で訂正の是非を御確認して、訂正してくださいという確認があった場合に訂正を行う。そういうふうにして対応しております。

【吉山委員】　ありがとうございます。

【郷原委員長】　よろしいでしょうか。

それでは、今日の委員会は、これで終了とさせていただきます。お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございました。